

平成27年2月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成27年2月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成27年2月5日（木） 午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
- 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 委員長職務代理者の指定
  - 5 会議録署名委員の指名
  - 6 議案第45号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について  
議案第46号 市川市立図書館運営基本計画の策定について  
議案第47号 平成27年度教育行政運営方針について  
議案第48号 平成26年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について  
議案第49号 平成27年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について  
議案第50号 平成26年度市川市一般会計補正予算（第5号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について  
議案第51号 市川市職員定数条例の一部改正に対する意見聴取について  
議案第52号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正に対する意見聴取について  
議案第53号 市川市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関する条例の制定に対する意見聴取について  
議案第54号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正に対する意見聴取について  
議案第55号 市川市特別職報酬等審議会条例等の一部改正に対する意見聴取について  
議案第56号 市川市教育委員会委員の定数に関する条例の全部改正に対する意見聴取について

議案第57号 市川市教育振興審議会条例の一部改正に対する意見聴取について

議案第58号 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に対する意見聴取について

議案第59号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に対する意見聴取について

7 その他

8 閉会

#### 4 本日の会議に付した事件

1 議案第45号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について

議案第46号 市川市立図書館運営基本計画の策定について

議案第47号 平成27年度教育行政運営方針について

議案第48号 平成26年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について

議案第49号 平成27年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について

議案第50号 平成26年度市川市一般会計補正予算（第5号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について

議案第51号 市川市職員定数条例の一部改正に対する意見聴取について

議案第52号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正に対する意見聴取について

議案第53号 市川市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関する条例の制定に対する意見聴取について

議案第54号 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正に対する意見聴取について

議案第55号 市川市特別職報酬等審議会条例等の一部改正に対する意見聴取について

議案第56号 市川市教育委員会委員の定数に関する条例の全部改正に対する意見聴取について

議案第57号 市川市教育振興審議会条例の一部改正に対する意見聴取について

- 議案第58号 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正  
に対する意見聴取について
- 議案第59号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の  
一部改正に対する意見聴取について
- 2 その他 (1) 平成26年度(第36回) 市川市児童・生徒学習賞表彰  
式について
- (2) 「第15回縄文体験フェスティバル in 堀之内貝塚」の開  
催について
- (3) 「松井天山の鳥瞰図と市川市域」の開催について

5 出席委員 宇田川 進  
五十嵐 芙美子  
小林 正貫  
平田 信江  
田中 康惠

6 欠席委員 内田 茂男

7 出席職員、職・氏名

教育次長	石田 有記	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	山元 幸恵	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	石沢 升栄	学校教育部次長	小松 秀夫
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	永田 治
人事・福利担当室長	板垣 道佳	就学支援課長	谷内 祐幸
教育施設課長	戸佐 薫	学校安全安心対策担当室長	近藤 利一
指導課長	山田 浩一	保健体育課長	永田 博彦
教育センター所長	篠崎 道成	生涯学習振興課長	牛尾 進一
青少年育成課長	小畔 春夫	社会教育課長	川野 修一
自然学習課長	川元 洋	中央図書館長	松本 雅貴
考古博物館長	堀切 公雄		

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹 福田 修
"	主幹 石田 清彦
"	副主幹 近藤 孝子
"	副主幹 宮内由美子
"	副主幹 岡田 靖弘

主查中嶋愛  
主查吉成悟

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成27年2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。委員長職務代理者の指定に入ります。五十嵐委員の職務代理者としての任期が、本年1月で満了となっておりますので、新たに指定する必要があります。法第12条第4項、及び会議規則第6条の規定により、委員長職務代理者の指定を行います。指定の方法は、指名推薦を用いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。それではどなたがよろしいでしょうか。ご推薦をお願いいたします。

○ 平田委員

引き続き、五十嵐委員を推薦したいと思います。

○ 宇田川委員長

皆様はいかがでしょうか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、五十嵐委員、職務代理をお願いできますでしょうか。

○ 五十嵐委員

お引き受けいたします。

○ 宇田川委員長

ありがとうございます。五十嵐委員を委員長職務代理者に指定いたします。一言ご挨拶をお願いいたします。

【挨拶】

○ 宇田川委員長

次に、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、五十嵐委員、小林委員を指名いたします。次に、議案に入りますが、本日の議案のうち、議案第47号 平成27年度教育行政運営方針についてから、議案第59号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に対する意見聴取についてまでは、2月市議会告示前であり、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報に該当するものと認められます。従いまして法第13条第6項のただし書きの

規定に基づき議事を公開しないこととしてよろしいかお諮りします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同条第7項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。以上の議案は、他の議事終了後に審議いたします。議案第45号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 学校安全安心対策担当室長

資料は、お手元の議事日程1ページから3ページまでとなります。提案理由でございますが、平成27年4月1日から、塩浜小学校及び塩浜中学校を小中一貫校とすることから、小中一貫校としての名称を定める必要があること。また、学校事務の共同実施については、事務職員が当該業務に従事できるよう規則を整備する必要があることから、管理規則の一部を改正するものでございます。お手元の議事日程3ページにあります新旧対照表をもとにご説明させていただきます。1点目は目次についてでございます。第9章の次に「第9章の2 小中一貫校」という章を設けます。2点目は、第4条 職員の職及び職務でございます。その内容につきましては、第4項を追加し、「校長が、事務職員を学校事務の共同実施を行う組織の業務に従事させることができる」ように規則を整備するものでございます。この学校事務の共同実施につきましては、千葉県教育委員会の依頼により、「事務の効率化、教育支援、初任・若手事務職員への支援」などについて、調査研究を推進しております。本市においても「学校事務の実施要綱」を定めて実践しており、本年度、県から、各市の管理規則へ位置づけるよう指導されているものでございます。3点目は、第5条 学校医等でございます。先ほどの「学校事務の共同実施」において、「教育委員会」と略称する旨記載されておりますことから、第5条から略称に関する部分を削除するものでございます。4点目は、第13条の2 自己評価でございます。その内容につきましては、条文中の「特別支援学校の高等部を除く。以下この章において同じ。」という文言を削除するものでございます。自己評価につきましては、従来、文部科学省が市区町村立の義務教育諸学校を対象に掲げた「義務教育諸学校におけるガイドライン」に基づいて実施されておりましたことから、当初、高等部を除く必要がございました。学校教育法の改正により、学校評価の根拠規定が新設され、新たな「〔改訂〕学校評価ガイドライン」が示されたことにより、従前は含まれていなかった高等学校も対象に含まれることとなった経緯がございます。つきましては、須和田の丘支援学校高等部におきましても、ガイドラインに基づき、学校評価を実施するようになっているため、この度、

第13条の2の文言を一部削除するものでございます。5点目は、目次に追加をいたしました「第9章の2 小中一貫校」でございます。第50条として、小中一貫校の総称名を管理規則に位置づけるものでございます。小中一貫校につきましては、法的な整備がなされておりませんので、市川市立小学校設置条例における塩浜小学校の校名に変更はありません。塩浜中学校も同様でございます。しかし、平成27年4月1日から、塩浜小学校及び塩浜中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育を行う小中一貫教育を行う「小中一貫校」とすることから、小中一貫校としての総称名を「塩浜学園」と定めるものでございます。以上の5点につきまして、市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正をするものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようでの、議案第45号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第46号 市川市立図書館運営基本計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 中央図書館長

議事日程の4ページ、別冊資料の冊子をご参照ください。本計画の目的といたしましては、市民への適切かつ優良な図書館サービスを提供するための基盤として、本市図書館の今後の運営における基本的な考え方や具体的な施策の方向性を示すものです。計画の概要といたしまして、本計画は、国が示す「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で各自治体が策定し公表するよう努めるものとして示されました「基本的運営方針」に該当するものです。具体的な内容につきましては、「情報拠点」「子どもの成長」「地域の文化と豊かなまちづくり」の三つの柱の下に、7つの「施策の方向」と21の具体的な施策を位置づけ、平成27年度から実施し、また、3年ごとに部分的見直しを図ってまいります。参考といたしまして、主な意見としましては、「市川らしい図書館の在り方を盛り込むべき」、「子どもの成長をサポートする図書館として力を入れるべき」等の意見をいただきました。審議の論点といたしまして、本計画は、策定方針の段階から、さまざまな手法で市民意見をいただき、これらを反映しながら成案をまとめたものでございますが、教育の視点あるいは市民の目線から、これらのご意見を踏まえた計画となっているかをご審議いただきたいと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

全体的にわかりやすく納得して読ませていただきましたが、教えていただきたいのは13ページに、具体的な施策①、②、①は蔵書を増やすということ、②の所にそれぞれの障害に配慮した資料の充実。上は冊数で下は点ですね。何点とか。この目標数値、点と冊は違うのですか。例えば、点はどのようなことが含まれているのですか。

○ 中央図書館長

障害者向け資料ということで、例えば、録音テープですとか、そういったものが含まれておりますて、冊と点を合わせて、点と表記してございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。ほかに質疑がないようですので、議案第46号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きましてその他に入ります。(1) 平成26年度(第36回)市川市児童生徒学習賞表彰式についてを説明をお願いいたします。

○ 指導課長

市川市教育委員会では、毎年市川市内における小・中・特別支援学校等の教育活動の成果といたしまして全国・関東規模・全権規模の行事に参加し、優秀な成績を収めた児童・生徒を表彰し、本市教育活動の振興に寄与することを目的として表彰式を行っております。本年度は、予定でございますが、平成27年2月17日の2月議会開催初日を予定してございます。場所は市川市議会議場で実施する予定でございます。今のところまだ確定してございませんけれども、表彰件数は47件の予定でございます。以上ご報告申し上げます。

○ 宇田川委員長

何かお聞きしたい点はございますか。よろしいでしょうか。それでは次に(2) 第15回縄文体験フェスティバル in 堀之内貝塚の開催について、説明をお願いいたします。

○ 考古博物館長

議事日程の6ページをお願いいたします。毎年恒例となりました年度末に行っております縄文体験フェスティバルを今年も開催する予定でございます。日時は平成27年3月29日(日)午前10時から午後3時となっております。この縄文体験フェスティバルは、考古博物館だけではなく、自治会、老人会、子ども会、法人会などの地元の各諸団体の皆様と協力しあって、考古博物館、歴史博物館、そして隣接いたします堀之内貝塚公園を活用いたしまして、縄

文時代の火おこし体験、縄文土器で作るアサリ汁、勾玉アクセサリーの作成、また、地元の皆様がお祭りとして参加していただくための餅つき大会、模擬店、グランドゴルフなど楽しい催し物として開催しております。今年で15回目になります。今年は拓本とか竹細工など数多くの作品が展示される予定ですので、皆様お誘い合わせのうえ、来てくださいというご案内でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

何かお聞きしたいことはございますか。よろしいでしょうか。次に（3）企画展「松井天山の鳥瞰図と市川市域の開催について、説明をお願いいたします。

○ 考古博物館長

議事日程の7ページと、今日、催し物に対するパンフレットの図案が出来上がってきたものですから、後から追加させていただいたA4横の資料をご覧ください。開催日程は、平成27年3月8日から5月10日までございます。この企画展は、市制80周年年記念事業として開催いたします。松井天山は、昭和3年に市川市のことの鳥瞰図で描いた絵師で、その方が描いた絵があるのですけれども、本庁の一階、障害者福祉課から市民課に行く通路にも飾ってあります。それが原画を元にした複製画なのですけれども、当時の絵は成田山新勝寺に現物がございまして、今、複製画はあちこち出回っておりますけれども、本物は成田山新勝寺からお借りして、それを展示してそこに描かれている当時昭和3年または昭和3年から10年にかけて、ちょうど市川市が市として成り立つ辺りの歴史を紐解くという意味で写真とか当時の看板の実物とか、当時使っていた道具等を歴史博物館2階の特別展示室で展示するということでございます。今日お配りした資料は、30ページにわたってパンフレットを作っております。現物が出来るのはちょうど2月の終わり頃に出来ますので、次回の教育委員会の時にお配りできるかと思いますが、それを千部作りまして、このような絵を飾って、楽しんでもらいたいと考えております。ちょうど市制施行80周年の最後の事業という形になるかと思いますけれども、それに合わせてこちらも講演会を開いたり、説明会を行ったりという事も併せて行いたいと考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

何かございますか。よろしいでしょうか。このあと、議事を非公開といたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

【傍聴者無し】

○ 教育政策課長

傍聴の方はいらっしゃいませんので、このままお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

会議を再開します。議案第47号 平成27年度教育行政運営方針についてを

議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

別添の議案をご覧ください。まず、今回、教育行政運営方針を策定することといたしました理由でございます。本市におきましては、平成25年4月の市議会からの要請を受けまして、毎年、2月市議会定例会において、市長の施政方針に合わせ、教育委員会の教育行政運営方針の演説を行うこととされております。したがいまして、昨年度に引き続き、今年度も2月17日開会予定の2月市議会定例会におきまして、平成27年度の教育行政運営方針の演説を行うところであり、教育委員会として、その演説に用いる方針を定める必要があるものでございます。それでは、「平成27年度 教育行政運営方針（案）」についてご説明いたします。議案に添付いたしました方針案をご覧ください。まず、全体構成でございますが、市長の施政方針の構成に準じまして、①はじめに、②教育行政運営の基本方針、③重要な施策、④むすび、4つの骨格で構成しております。また、「重要な施策」につきましては、第2期教育振興基本計画における、子どもの姿など3つの施策の基本的な方向に区分し、記載しております。続きまして、記載内容でございますが、4ページから順次ご説明いたします。まず、「はじめに」の部分でございます。4月施行予定の教育委員会制度改革への対応といたしまして、その改革の趣旨に沿い、市長と教育政策の方向性を共有して教育行政の運営に努める旨を記載しております。次に、「教育行政運営の基本方針」の部分でございます。教育の意義や重要性を背景といたしまして、1点目といたしまして、変化の激しいこれからの中社会を「生きる力」の育成を、2点目といたしまして、家庭・学校・地域・行政が自らの役割と責任を果たし十分に連携・協力した地域全体による「子どもの学びの支援」を、5ページに移りまして、3点目といたしまして、若年期から高齢期まで生涯を通じて、自らに適した手段や方法を選択しながら、必要とする知識・技術を習得できる「生涯学習環境の整備」を、記載しております。次に、「重要な施策」の部分でございます。基本方針に沿って、主に、平成27年度当初予算案の新規・拡大・重点事業について記載しております。具体的に申し上げますと、「(1)子どもの姿」につきましては、1点目といたしまして、確かな学力の育成といたしまして、「校内塾・まなびクラブの充実」を、6ページに移りまして、豊かな心の育成といたしまして、「道徳教育の推進」、「学校図書館機能の向上」を、3点目といたしまして、健やかな体の育成といたしまして、「ヘルシースクール推進事業の継続」を記載しております。「(2) 家庭・学校・地域の姿」につきましては、1点目として家庭教育力の向上として、「家庭教育学級の継続」を、2点目といたしまして、学校の教育力の向上といたしまして、「塩浜学園の開校」、また、国の制度によらない「市川版中高一貫教育の推進」を、3点目としまして、地域の教育力の向上といたしまして、「学校支援コーディネ

ーターを含むコミュニティサポート事業の継続」を、記載しております。7ページをお願いいたします。「(3) 市川の教育の姿」につきましては、1点目、「特別支援教育の体制整備」といたしまして、「特別支援学校のセンター的機能の充実」、「特別支援学級補助教員の継続配置」を、2点目、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題への対応の強化」といたしまして、「ライフカウンセラーの継続配置」、「スクールサポートスタッフの継続配置」、「学校支援実践講座の継続」を、3点目としまして、安全な教育環境の実現といたしまして、「学校校舎等の耐震化」を、4点目として、生涯学習機会の充実といたしまして、「第四次生涯学習推進計画に基づく事業の実施」を、記載しております。続きまして、「むすび」の部分でございます。近年の教育改革を踏まえつつ、国や県の動向を注視し、本市の実態に即して施策を先取りするなど、積極的に教育の振興に取り組む旨を記載しております。方針案の概要は、以上でございます。最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。本日、本議案をご審議いただき、議決いただきました方針を2月市議会定例会の告示日、2月10日の予定でございますが、議員をはじめとする議会関係者に配布させていただきます。その後、2月市議会定例会の開会日、予定では17日でございますが、教育長が教育委員会を代表して、方針に基づき演説をさせていただくこととなります。以上、平成27年度教育行政運営方針につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第47号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第48号 平成26年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

別冊議案の9ページをお願いいたします。この度、「平成26年度 市川市一般会計補正予算（第4号）」の予算案が確定し、2月市議会定例会に議案を提出するにあたりまして、教育費に係る予算につきましては、市長に意見を申し出る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第29条）に基づきまして、教育委員会の議決をお願いするものでございます。それでは別冊の、「平成26年度 市川市教育委員会補正予算書（第4号）」について、ご説明いたします。では1ページをお願いいたします。はじめに、「1.

歳入歳出補正予算」の「歳入」について、ご説明いたします。（第13款）国庫支出金、（第2項）国庫補助金、（第6目）教育費国庫補助金、（第4節）社会教育費国庫補助金の史跡等購入費補助金において、補助対象となる史跡曾谷貝塚用地として公有化を見込んでいた土地の売買が中止となった箇所があったため、土地購入費が減となったことから、史跡等購入費補助金について、3,263万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、（第20款）（第1項）市債、（第6目）教育債についてご説明いたします。（第1節）小学校債、（第2節）中学校債、（第3節）幼稚園債においては、市債の対象となります、小中学校・幼稚園の改修工事に係る設計委託料や工事費に入札差金等が生じたため、また、（第4節）社会教育債においては、（第13款）国庫支出金でご説明いたしました、史跡曾谷貝塚用地の売買中止による土地購入費の減に伴い、それに充てる市債の金額も減となったため、市債合計で3,580万円の減額補正をお願いするものでございます。以上、歳入については、合計で6,843万円の減額補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の予算現額は、12億211万4,000円となるものでございます。続きまして、2ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。まず、（第1項）教育総務費、（第2目）事務局費、（第7節）賃金の非常勤職員等雇上料においては、給食パートや一般事務パートの配置人数が見込みを下回ったことから、800万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、（第2項）小学校費についてご説明いたします。（第1目）学校管理費において、施設管理委託料や校舎等の改修工事に係る設計委託料の入札差金等が生じたことから、3,068万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。次に、（第2目）教育振興費において、音楽コンクール等への参加児童数が見込みを上回ったことから、参加に要する費用に対する保護者への交付金45万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。次に、（第3目）学校建設費において、北方小学校屋内運動場を建て替えるための新築設計委託料の入札差金が生じたことなどから、544万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、（第3項）中学校費についてご説明いたします。（第1目）学校管理費において、（第13節）委託料や（第15節）工事請負費において、入札差金等が生じたことにより、568万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。次に、（第2目）教育振興費において、（第2項）小学校費、（第2目）教育振興費と同様、音楽コンクール等への参加生徒数が見込みを上回ったことから、55万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、（第4項）（第1目）学校給食費については、（第11節）需用費の光熱水費において、ガス料金の単価増により支出額が増となる一方、（第13節）委託料においては、給食予定日数が見込みを下回ったことなどから、1,780万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。3ページをお願

いいたします。（第5項）（第1目）幼稚園費について、ご説明いたします。

（第2節）給料、（第3節）職員手当等、（第4節）共済費において、幼稚園教諭の配置人数が見込みを下回ったこと、また（第13節）委託料においては、園舎等耐震改修設計委託の入札差金等が生じたことにより、3,741万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。（第6項）（第1目）学校保健費については、（第13節）委託料において、児童生徒の健康診断等の業務委託に入札差金が生じたことなどから、167万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、（第7項）社会教育費についてご説明いたします。（第2目）文化財費、（第17節）公有財産購入費の土地購入費においては、歳入でご説明いたしました、史跡曾谷貝塚用地の売買が中止になった箇所があったことから、4,078万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。（第3目）公民館費、（第13節）委託料の施設管理委託料においては、入札差金が生じたこと等により542万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、（第9目）生涯学習センター費についてご説明いたします。（第11節）需用費の光熱水費、（第14節）使用料及び賃借料の公共下水道使用料において、見込みを上回ったことにより増となる一方、（第11節）需用費の施設修繕料においては、計画を見直したことによる減、（第13節）委託料の施設管理委託料においては、入札差金が生じたことによる減等の要因により、726万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。以上、歳出につきましては、合計で、1億5,917万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正により、教育費全体の予算現額は、118億6,658万9,000円となるものでございます。続きまして、4ページをお願いいたします。最後に、「2. 地方債補正」についてご説明いたします。これは、「1. 歳入歳出補正予算」の歳入、（第20款）市債の減額補正に伴いまして、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である、3億7,010万円から、市債の補正額と同額の3,580万円減の3億3,430万円へ限度額の変更をお願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。なお、質疑につきましては、各担当課長よりお答えをさせていただきます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

歳入の方の教育費に係る歳入全体の予算現額は、12億211万4,000円ですね。歳出の方が、一桁違うのですが、118億6,658万9,000円ですよね。この差を教えてください。

○ 教育政策課長

大雑把に申し上げまして、歳入の予算現額と歳出の予算現額が、100億円の開きがあると、これは歳入につきましては、教育に充てるものと特定された財

源は12億円あると、それ以外の100億円は通常の使途が決まっていない一般的な財源を充てて教育の事業を行う、そういう仕組みになっております。以上でございます。

○ 小林委員

わかりました。

○ 宇田川委員長

ほかに。ほかに質疑がないようですので、議案第48号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。次に議案第49号 平成27年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

まず、議案の説明に入る前に、財政部から示されました、平成27年度の予算編成方針の概要についてご説明いたします。本市の今後3年間の中期財政の見通しは、歳入においては、市税が個人市民税の增收等から平成27年度は微増となるものの、歳出においては、高齢者や障害者等の社会保障関係費が年々増加傾向にあるほか、普通建設事業においても、新庁舎整備事業が本格的に始まり、さらには市民会館建替事業などの老朽化している公共施設の改修や更新といった大幅な事業費増が見込まれ、今後の財政運営は非常に厳しい状況が予想されております。このことを踏まえ、平成27年度の予算編成における方針が示されました。まず歳入にあたっては、市税をはじめとする債権においては、負担の公平性を確保するための収納体制を確立し、平成25年度決算を超える収納率向上に努めること、2点目として、公共施設においては、運営改善に取り組み、利用者の増加及び稼働率の向上に努めること、3点目として、国・県の予算編成の動向を注視し、補助制度の創設など本市への影響を的確かつ迅速に把握し、歳入予算へ適正に反映するよう努めることなどとなっております。一方、歳出にあたっては、1点目として、事務の実施当初に遅り、目的・効果・達成度などの現状をしっかりと把握・理解した上で、事務の見極めを進めて経費の縮減を図ること、2点目として、予算編成においては、1件審査方式による、ゼロベースからの積み上げ方式とすること、3点目として、事業の重点化に伴う財源については、他の既存事業の縮小などにより捻出し、事業全般を可能な限り効率化することなどとなっております。教育委員会におきましても、このような方針に基づき、平成27年度当初予算を編成したところでございます。それでは、議案の説明に

移ります。別冊議案の10ページをお願いいたします。この度、「平成27年度市川市一般会計」の予算案が確定し、2月市議会定例会に議案を提出するにあたりまして、先ほどご説明いたしました補正予算と同様、教育費に係る部分について市長に意見を申し出る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第29条）に基づき、教育委員会の議決をお願いするものでございます。それでは、別添資料となります、「平成27年度 市川市教育委員会予算書」をご覧ください。まず1ページをお願いいたします。はじめに歳入歳出予算の歳入からご説明いたします。「平成27年度 一般会計予算」の

「教育費に係る部分」の歳入総額は、26億2,744万9,000円で、前年度の12億6,077万3,000円と比較しまして、13億6,667万6,000円の増となっております。では、歳入の主な増減についてご説明いたします。まず、（第12款）使用料及び手数料、（第1項）使用料、（第7目）教育使用料において、児童福祉法の改正により、放課後保育クラブの対象児童が「小学校に就学しているおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大されることとなりました。このことから、放課後保育クラブの入所児童数の増加が見込まれ、それに伴い放課後保育クラブの保育料も増となりますことなどから、5,083万1,000円の増となったものでございます。続きまして、（第13款）国庫支出金、（第2項）国庫補助金、（第6目）教育費国庫補助金でございます。小・中学校の耐震改修工事やトイレ改修工事について、これまで継続的に取り組んでまいりましたが、平成26年度当初予算で計上する予定でありました補助金について、平成25年度の国の補正予算に伴う国庫補助の追加交付を受けるため、歳出予算の工事費とともに、平成25年度の2月補正予算に前倒しで計上いたしました。このことから、平成26年度当初予算では、これらの工事に充てる工事費及び国庫補助金が減となりました。一方、平成27年度当初予算においても同様の工事を継続いたしますが、国において該当する予算の補正が行われなかつたため、平成26年度への前倒し計上が行われず、平成27年度当初予算に計上したことなどから、平成26年度当初予算との比較において、2億6,970万5,000円の増となったものでございます。続きまして、

（第14款）県支出金、（第2項）県補助金、（第8目）教育費県補助金において、これも（第12款）使用料及び手数料でご説明いたしました、放課後保育クラブの入所児童数の増により、保育クラブの運営費に充てられる補助金も増となりますことなどから6,614万6,000円の増となったものでございます。続きまして、（第20款）（第1項）市債、（第6目）教育債においては、（第13款）国庫支出金でご説明いたしました、小・中学校の耐震改修工事やトイレ改修工事の計上に伴う財源として、10億1,630万円の増となったものでございます。歳入の説明は以上でございます。続きまして、2ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。歳出につきましては、総額で、134億5,500万円で、前年度の120億円と比較すると、14億5,500万円の増となっ

ております。では、歳出の主な増減についてご説明いたします。まず、(第1項) 教育総務費、(第2項) 事務局費において、平成27年度の組織改正に伴い、職員数が減となりますことなどから、6,742万7,000円の減となったものでございます。続きまして、(第2項) 小学校費、(第1目) 学校管理費においては、歳入の国庫補助金でご説明しましたとおり、平成26年度当初予算に計上せず、平成25年度の2月補正予算で前倒し計上しました、耐震改修工事費やトイレ改修工事費について、平成27年度においては、平成26年度への前倒し計上を行わず、平成27年度当初予算に計上したことなどから、5億9,872万6,000円の増となったものでございます。続きまして、(第3目) 学校建設費において、平成26年度の12月補正予算で3カ年の継続費として計上いたしました、北方小学校屋内運動場の建替事業について、平成27年度から建替工事を開始いたしますことなどから4億1,980万4,000円の増となったものでございます。続きまして、(第3項) 中学校費、(第1目) 学校管理費においては、(第2項) 小学校費、(第1目) 学校管理費と同様に、平成26年度実施予定の一部を平成25年度に前倒ししたことにより、3億3,344万4,000円の増となったものでございます。続きまして、(第3目) 学校建設費において、平成26年度で第四中学校の建替工事が完了し、平成27年度は、第七中学校の校舎購入費の償還払い分のみとなりますことから、1億209万2,000円の減となったものでございます。続きまして、(第7項) 社会教育費、(第1目) 社会教育総務費において、平成27年度の組織改正に伴い、職員数が増となりますことなどから、7,567万5,000円の増となったものでございます。続きまして、(第3目) 公民館費において、公民館の改修工事件数が増となりますことなどから、4,755万4,000円の増となったものでございます。続きまして、(第7目) 少年自然の家費においては、空気調和設備改修工事費を計上したことなどにより、3,953万3,000円の増となったものでございます。続きまして、(第8目) 青少年育成費においては、歳入でご説明いたしましたとおり、放課後保育クラブの入所児童数の増に伴い、放課後保育クラブ指定管理委託料も増となりますことなどから、6,683万1,000円の増となったものでございます。3ページをお願いいたします。「2. 地方債」についてご説明いたします。これは、主に建設事業の財源として資金を借り入れることについて、歳入予算の教育債に係る借入の限度額や方法、利率、償還方法を定めて、議会の議決を得るものでございます。平成27年度当初予算における、市債の借入限度額は、13億7,850万円となっており、借入予定の内訳としましては、小・中学校のトイレや耐震等の改修事業、北方小学校屋内運動場の建替事業、史跡整備保存事業、社会教育施設の改修事業に関するものでございます。平成27年度当初予算についての説明は以上となります。続きまして、「平成27年度 主要事業概要」についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。平成27年度の主要事業概要のうち、主なものについて

ご説明いたします。はじめに、「1. 塩浜小中一貫校整備事業」についてございます。平成27年4月に「塩浜学園」として小中一貫校が開校となります。基本計画にございます、「きめ細やかな教育の推進」や「部活動の活性化」を図るため、平成27年度は、少人数学習等担当補助教員及び、卓球部開設等に伴う部活動等地域指導者を配置するものでございます。続きまして、「2. 市川版中高一貫教育推進事業」でございます。こちらは千葉県教育委員会及び市内私立中学校、高等学校との協力により、市内の中学校と高等学校との学校間連携を推進するものでございます。続きまして、4ページをお願いいたします。「5. 特別支援学級等補助教員雇上事業」でございます。こちらは、特別な支援を必要とする児童生徒の教育のための補助教員を配置するものでございますが、平成27年度は、2名の増員により33名の配置とし、更なる安全確保と的確な指導・支援の充実を図ってまいります。続きまして、5ページをお願いいたします。「10. 小学校・中学校・幼稚園耐震改修事業」でございます。こちらは、屋内運動場等の避難所機能を維持するとともに、児童生徒の安全確保を図るため、天井材や照明器具等の非構造部材耐震改修工事を行うものでございます。なお、平成27年度は、小学校3校・中学校1校・幼稚園2園の実施を予定しているところでございます。6ページをお願いいたします。「13. 小学校建替事業」でございます。こちらは、歳入歳出予算でご説明をいたしましたが、北方小学校屋内運動場の建替事業におきまして、平成27年度から建替工事が開始となるものでございます。なお、平成26年度末の耐震化率は99.5%となりますが、平成27年度の北方小学校屋内運動場の建替工事をもちまして、耐震化率100%を達成することとなります。最後に、8ページをお願いいたします。「23. 蔵書管理効率化事業」でございます。こちらは、行徳図書館で所蔵する資料15万冊にICタグを貼り付け、蔵書管理の効率化を図るほか、中央図書館の書庫スペースに可動式集密書架を配置し、図書館資料の収容能力の向上を図るものでございます。説明は以上となります。なお、質疑につきましては、各担当課長よりお答えをさせていただきます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようでの、議案第49号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。次に議案第50号 平成26年度市川市一般会計補正予算（第5号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

## ○ 教育政策課長

別冊議案の11ページをお願いいたします。「平成26年度 市川市一般会計補正予算（第4号）」に続きまして（第5号）の予算案が確定し、2月市議会定例会に議案を提出するにあたりまして、教育費に係る予算につきましては、市長に意見を申し出る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第29条）に基づきまして、教育委員会の議決をお願いするものでございます。なお、今回の補正予算につきましては、平成26年12月27日に閣議決定されました、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」において、「地域住民生活緊急支援のための交付金」が、平成26年度の国の補正予算に計上されたことに伴い、この交付金が本市へ交付されることとなったため、歳入歳出予算として計上するものでございます。それでは別冊の、「平成26年度 市川市教育委員会補正予算書（第5号）」について、ご説明いたします。1ページをご覧下さい。「1. 歳入歳出予算補正」について、ご説明いたします。なお、この交付金に係る歳入については、市長部局において、総務費国庫補助金として一括して計上しておりますことから、教育委員会においては、歳出のみ計上するものでございます。それでは、（第1項）教育総務費、（第3目）学校教育指導費、（第7節）賃金の非常勤職員等雇上料について、ご説明いたします。ただいまご説明いたしました交付金の対象事業として、教育委員会におきましては、「校内塾・まなびくらぶ事業」が採択されたことにより、事業の拡大を図るものとして、300万円の増額補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正により、教育費全体の予算現額は、118億6,958万9,000円となるものでございます。続きまして、「2. 繰越明許費補正」について、ご説明いたします。今回の補正予算で計上するものにつきましては、平成27年度に執行することを前提としておりますことから、歳出予算の計上にあわせまして、「校内塾・まなびくらぶ事業」について繰越明許費の設定を行うものでございます。なお、設定額につきましては、歳出予算の全額が繰越となりますことから、歳出予算と同額の300万円となるものでございます。説明は以上となります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

## ○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第50号を採決いたします。ご異議はございませんか。

## ○ 他の委員

異議なし。

## ○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。次に議案第51号 市川市職員定数条例の一部改正に対する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 人事・福利担当室長

別冊議案の12ページをご覧ください。本案は、平成27年2月市議会定例会に提案予定の条例改正議案につきまして、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要があるのでございます。それでは、一部改正の概要について、ご説明いたします。まず、今回の条例改正の主な理由でございます。今回の改正は、効率的な行政運営を図るために行ってきた事務の見直し等により、事務の執行のために必要な職員の数が減少したため、市長部局及び教育委員会の職員の定数を見直す必要があるのでございます。続きまして、主な改正の内容について、ご説明いたします。お手数ですが、別冊資料「新旧対照表」の1ページをご覧ください。第2条でございますが、教育委員会の職員の定数を「560人」から「390人以内」に改めるものでございます。最後に、施行期日について、ご説明いたします。今回の改正は、平成27年度以後の職員定数を定めるものであるため、平成27年4月1日を施行期日とするものです。以上、市川市職員定数条例の一部改正について、ご説明をさせていただきましたが、この条例案に対するご意見につきまして、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようでの、議案第51号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。次に議案第52号から第56号までは、改正理由がおおむね一致するため、一括審議といたします。提案理由をまとめて説明をお願いいたします。説明終了後に、一括で審議することといたします。

○ 人事・福利担当室長

議案第52号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正に対する意見聴取についてから、議案第56号 市川市教育委員会委員の定数に関する条例の全部改正に対する意見聴取についてまでを一括してご説明いたします。別冊議案の16ページ以降をご覧ください。本案は、先ほどの議案と同様、平成27年2月市議会定例会に提案予定の条例改正議案につきまして、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要があるのでございます。それでは、改正等の概要についてご説明いたします。まず、今回の条例改正の理由でございます。今回の改正は、いずれの条例も、いわゆる教育委員会制度改革を行う「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」以下、単に法と申し上げますが、その一部改正に伴うものでございます。具体的な改正理由につきましては、条例ごとに、改正内容と合わせてご説明をさ

せていただきたいと思いますので、早速、改正内容のご説明をいたします。それでは、別冊新旧対照表の2ページをご覧ください。はじめに、「職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正」でございます。本条例は、職員に課されます「職務に専念する義務」の免除について規定しております。新教育長につきましては、これまで同様、職務専念義務が課されるところでございます。そこで、新教育長の職務専念義務を免除できるよう措置する必要がありますことから、本条例により職務専念義務を免除される対象に、教育長を加えるものでございます。次に、「市川市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関する条例の制定」でございます。議案の20ページ、条例案をご覧ください。今回、法の改正によりまして、教育行政の責任体制を明確化するため、現在の教育委員長と教育長を一本化した新教育長が置かれ、その身分は、一般職から特別職に改められるところですが、これまで同様、職務専念義務が課されるところでございます。この職務専念義務は、勤務時間について課されますため、勤務時間を明確にする必要がございます。そこで、新教育長の勤務時間等を定める条例を制定するものでございます。具体的には、現在の勤務条件と同様に、一般職の職員の例によることとする旨を定めるものでございます。なお、附則の第2項にございますとおり、本条例の制定及び、後ほどご説明いたします特別職の職員の給与に関する条例等の改正によりまして、現在の教育長の給与、勤務時間等の勤務条件を定めております「市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例」の規定は、全てそれらの条例において規定され、不要となりますことから、廃止することといたします。次に『市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例』及び『市川市特別職の職員の退職手当支給条例』の一部改正』でございます。新旧対照表の3ページ及び4ページをご覧ください。これらの条例は、本市特別職の給与等について定めております。先ほどご説明いたしましたとおり、今回、法の改正によりまして、新教育長が置かれ、その身分は、一般職から特別職に改められますことから、特別職の給与の支給対象者に教育長を加える必要があるものでございます。主な改正内容でございますが、「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」につきましては、第2条において、給与の支給対象者に教育長をえた上、別表第1におきまして、給料月額を744,000円とすることを定めております。「市川市特別職の職員の退職手当支給条例」につきましては、第1条において退職手当の支給対象者に教育長をえた上、第3条において退職手当の支給率を100分の19とすることを定めております。なお、新教育長の給料月額及び退職手当支給率につきましては、本市特別職の給料等について調査審議させるため設置しております「市川市特別職報酬等審議会」から平成27年1月26日に市長に提出されました建議において提示されたものと同一となっております。次に「市川市特別職報酬等審

議会条例等の一部改正」でございます。新旧対照表 5 ページをご覧ください。本件は、市川市特別職報酬等審議会条例、市川市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例、市川市長が管理及び執行をする教育に関する事務を定める条例の 3 本の条例改正を行うこととしております。先 2 つの条例改正につきましては、今回の法の改正により、新教育長が置かれ、その身分は、一般職から特別職に改められることを踏まえまして、教育長を定める位置を地方自治法に規定する執行機関の順、「市長⇒副市長⇒教育長⇒常勤監査委員」の順に並び替える条文整備を行うものでございます。3 つ目の条例改正につきましては、法の一部改正によりまして、本条例で引用する法の第 24 条の 2 が第 23 条に繰り上げられましたことから、同様に、引用条文を改める条文整備を行うものでございます。次に「市川市教育委員会委員の定数を定める条例の全部改正」でございます。新旧対照表の 6 ページをご覧ください。本条例は、本市教育委員会の委員定数を原則の 5 人から 1 人増員し、6 人とすることを定めております。今回、法の改正により、新教育長は、委員の中からではなく、首長が直接任命することとされました。新教育長が委員の身分を有しなくなることに伴いまして、教育委員会の組織は、「委員のみ」から、「教育長及び委員」に改められますことから、現在の「委員の定数を定める条例」を「教育委員会の組織を定める条例」に改める必要がございます。そこで、本条例の全部を改正し、本市教育委員会は、教育長及び 5 人の委員を持って組織することを定めるものでございます。最後に、施行期日についてご説明いたします。今回の改正は、いずれも法の一部改正に伴うものでございますため、施行期日は、法の一部改正の施行期日に合わせまして、平成 27 年 4 月 1 日とするものでございます。以上、議案第 52 号から議案第 56 号までにつきまして、一括してご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、5 議案を通して質疑はございませんか。質疑がないようですので、これより議案ごとに採決いたします。まず、議案第 52 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。次に議案第 53 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定

いたしました。次に議案第54号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。次に議案第55号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。次に議案第56号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。次に議案第57号 市川市教育振興審議会条例の一部改正に関する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 人事・福利担当室長

別冊議案の33ページをご覧ください。本案は、先ほどの議案と同様、平成27年2月市議会定例会に提案予定の条例改正議案につきまして、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要があるものでございます。それでは、一部改正の概要についてご説明いたします。まず、今回の条例改正の理由でございます。今回の改正は、2点の理由に基づき改正を行うものでございます。1点目といたしましては、先ほどご説明いたしました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」以下、単に法と申し上げますが、その一部改正によりまして、本条例で引用する法の条文が繰り上げられたことに伴い、条文の整備を行う必要があるものでございます。2点目といたしましては、平成27年度の教育委員会事務局の組織改正に伴い、審議会の事務処理組織を改める必要があるものでございます。続きまして、改正の内容についてご説明いたします。別冊資料、新旧対照表の7ページをご覧ください。第2条でございますが、法の一部改正によりまして、本条例で引用する法の第27条が第26条に繰り上げられましたことから、同様に、引用条文を改めるものでございます。次に、第7条でございます。本条は、審議会の事務を処理する組織を定めており、現在、審議会の事務は、教育政策課の事務分掌であるため、同課が属します教育総務部が処理することとしております。今回、平成27年度の教育委員会事務局の組織改正におきまして、教育総務部を廃止し、審議会の事務を教育政策室教育政策課に移管することに伴いまし

て、審議会の事務を同課が属する教育政策室において処理することとするものでございます。最後に、施行期日でございます。議案の34ページ、一部改正条例の附則の部分をご覧ください。今回の改正は、法の一部改正及び平成27年度の組織改正に伴うものでございますため、施行期日は、法の一部改正の施行期日及び組織改正を行う日に合わせまして、平成27年4月1日とするものでございます。以上、市川市教育振興審議会条例の一部改正についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第57号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。次に議案第58号 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に対する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 就学支援課長

別冊議案の36ページをご覧ください。本議案は市議会2月定例会に提案予定の議案につきまして、市長から意見を求められたことから、教育委員会の意見をいただくものでございます。一部改正の概要についてご説明いたします。まず、条例案の提出理由でございますが、別冊議案の40ページをお願いいたします。これは平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴うものでございます。新制度におきましては、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付が創設され、幼稚園等を利用する乳幼児の保護者に対し、施設型給付費等を支給することとされたところでございます。本市は、市立幼稚園を施設型給付費等の支給に係る特定教育・保育施設とすることといたしましたことから、市立幼稚園への入園及び保育料に関する規定を定めるほか、所要の改正を行う必要があるものでございます。続きまして、主な改正の内容についてご説明いたします。別冊新旧対照表の8ページをご覧ください。第5条「保育料」でございます。現在、保育料につきましては、一律「1万円」としておりますが、新制度におきましては、施設型給付費等の支給に当たり、利用者負担を求ることとし、その利用者負担額は、国が政令で定める水準を限度として、施設型給付費等の支給の実施主体である市町村が定めることとされております。本来であれば、保育料の額を具体的に規定するところでございますが、保育料の額を定めるに当たり必要となる利用者負担額の限度額を定める政令が未だ公布されていないなどの事情がござ

いますことから、条例においては、その「政令で定める額を限度として規則で定める額」とする旨を定めるものでございます。なお、公立幼稚園の利用者負担額につきましては、平成27年1月20日に、幼児教育振興審議会から、公立幼稚園の利用者負担額については、私立幼稚園の利用者負担額と同額とすることが適当である。なお、国の制度設計を踏まえ、公立幼稚園の利用者負担額の設定に伴い負担が増加する保護者に対し、一定の激変緩和措置を検討されたい、とする建議を受けておりましたことから、私立幼稚園の利用者負担額が設定されましたら、その額と同額を公立幼稚園の保育料として、規則で定める予定でございます。最後に、施行期日等についてご説明いたします。別冊議案の39ページ、一部改正条例の附則の部分をご覧ください。今回の改正は、新制度の施行日に合わせまして、施行期日を平成27年4月1日といたします。また、平成27年度及び平成28年度の保育料の額につきましては、一部の保護者につきましては、大幅な負担増を強いられることが容易に想定されますことから、現行と改正後の保育料の額との差額や、周知期間を確保できないことを考慮し、具体的には、附則の第4項で、平成27年度におきましては改正前の保育料1万円と改正後の保育料の差額の全額を、平成28年度は5歳児に限りその半額を規則で定めるところにより軽減する予定でございます。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第58号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。次に議案第59号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 青少年育成課長

別冊議案の41ページをお願いいたします。改正の内容ですが、42ページから45ページになります。まず、条例案の提出理由でございますが、45ページをお願いいたします。放課後保育クラブの入所対象児童の範囲が拡大されたことを踏まえ、新たに本行徳公民館放課後保育クラブを設置するとともに、市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において児童1人当たりの専用区画の面積について基準が定められたことも考慮し別表の定員を定める規定を削るほか、所要の改正を行う必要があります。具体的な条文につきましては、新旧対照表の11ページから15ページをご覧ください。まず11ページの第2条で定員の文言を削除し、

第2条第2項で、定員については、6月議会で制定された、規準を定める条例の第10条第2項に規定する基準に従い、これは、1人あたり面積を1.65平方メートル以上にすると定めたものですが、この基準に従い、市長が別に定めるとしたので、合わせて第3項で、市長が定員を定めたときは、これを公表するとしたものでございます。別表につきましては、新旧対照表のとおりでございます。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第59号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしと決定いたしました。以上をもちまして本日の議事はすべて終了しました。皆様から何かございますか。

○ 小林委員

もう承認してしまったことでございますけれども、教育政策課長にお聞きしたいのですけれども、議案第49号で市川市一般会計予算の教育に係る経費というのは、26年度からみると突出して、倍以上の予算額になっているのですが、26億2,700万、昨年度が12億6,000万。これはまず一つはこの予算を立てて、この予算が承認されるのですか。それからもう一つは先ほどお聞きしたのですが、何が突出の主な原因となったのか、もう一回お聞きしたいです。

○ 教育政策課長

2点のご質問にお答えいたします。まず1点目の今回、27年度当初予算の案では、134億5,500万、前年26年度は120億ということで、その差は14億5,500万と非常に大きく伸びている。これだけ大きく伸びたものについて、認められるかという部分については、結果的には議会の方で議決が得られるかどうかということになります。ちょっと私の方ではお答えできませんが、今回市長の方とも十分協議した上で組み立てた予算でございますので、過去の例によれば議会に信任は得られるのではないかと考えております。2点目の14億5,500万と大きく伸びた理由でございますが、先ほどご説明の中でも、何点か触れさせてはいただいたのですけれども、一番大きいのが、言い方に語弊があるかと思うのですが、27年度当初予算と26年度当初予算で、実態的には特に大きく変わっておりません。一番数字で大きく変わっている部分は、26年度当初予算の積算をしておりましたけれども、その中から25年度で幾つかの事業を1年前倒しにして国の補正予算を活用したことによりま

して、当初予算額が減額になっている、その減額したものが120億でございますので、それが今回はそういった前倒しをしておりませんので、差が大きく出たというのが一番の大きな理由かと思っております。以上でございます。

○ 小林委員

わかりました。もう一つ、58号議案、27年度は保護者の負担増の部分を半額に減額するということですが、これは27年度だけ特例としてやるのですか。段々それを減額しない方向にするのですか。

○ 就学支援課長

27年度は1万円とその差額の全額を4歳児、5歳児とも減額する予定でございまして、28年度につきましては、5歳児のみ1万円とその額の差額の半額を減額させていただく予定でございます。その2年間で措置を考えております。

○ 小林委員

わかりました。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。それではこれをもちまして、平成27年2月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時38分閉会)